

違法伐採対策に関する国際シンポジウム

2015年6月12日、東京

B.C.Y. フリーザイラー氏のパネルディスカッションにおける発言

1. この重要なシンポジウムの主催者の皆様方には、パネリストとしてお招きいただいたことに感謝申し上げます。現在、私は、森林法令執行・ガバナンス・貿易ボランタリー・パートナーシップ協定(FLEGT VPA)の締結に向けた交渉取りまとめの顧問役に加え、マレーシア木材認証評議会(MTCC)と国際熱帯木材理事会(ITTC)の議長をしていますが、ここでの発言は、私の個人的な立場からのものであることをお断りしておきたいと存じます。

2. 熱帯林の減少は、年間1,100万ヘクタール以上のペースで続いています。違法伐採は広く行なわれているとされています。20億ヘクタールと推計される世界の熱帯林のうち、持続可能性が認証されているものは3,600万ヘクタール、2パーセント以下でしかありません。従って、国際社会、ITTO、NGO、その他関係者による一致団結した地球的規模での取組みにもかかわらず、熱帯林の危機は現にそこにあるのです。熱帯林の現状を見れば、木材の合法性確保のための認証や証明に向けて持続可能な森林経営を実践する上で、熱帯諸国が大きな困難に直面していることは明らかです。即効性のある簡単な解決策がないのは明白です。

3. マレーシアでは、持続可能性の認証や合法木材の証明は、たいへん進んできています。木材の認証は1999年に始まり、現在までに460万ヘクタールの永久森林がマレーシア木材認証システム(MTCS)により認証されていますが、このMTCSはPEFCの認定を受けていますので、国際的に認められたものとなっています。マレーシアの認証森林の面積は、これまでに認証を受けた世界の熱帯林の13パーセントに相当しています。

4. マレーシアは、FLEGT VCSの締結に向けて2006年に開始されたEUとの交渉を始めた最初の国の一つです。いくらか懸案事項は残っていますが、交渉はたいへん進んできています。双方の柔軟な対応により、これらは大きな問題ではありません。実際には、EUTRの努力要件を満たすためにFLEGT VPAの枠組みの下で開発された合法性確保システム(TLAS)が、MYTLASという純然たるマレーシアの取組みとして2013年2月から実施されています。

5. 先ほどのプレゼンの中で、ルーパート・オリバー氏から、FLEGT VPAとそれに関連するTLASについて、既に6カ国が交渉を終えてVPAに署名し、現在は様々な実施段階にあるとのお話がありました。マレーシアを含む9カ国は依然交渉中。それ以外の12カ国は、交渉の開始に向けた初期の情報提供の段階にあるとのことです。ここで申し上げたいのは、多数のVPA諸国が、交渉を行ない、FLEGT VPAのような法的拘束力のある取極めの制約を受ける用意があるとしていますが、それは、VPA諸国

の側からすれば国際協力の大きな成果であり、その政治的な意義が失われたり、国際社会や消費国、特に、合法性が証明された木材のみを貿易の対象とする法令を導入した EU、米国及びオーストラリアから過小評価されたりするようなことがあってはならないということです。しかし、こうした VPA 諸国の強い政治的なコミットメントと、10 年近くにわたり多くの時間と資金や人手を費やした交渉と準備作業にもかかわらず、いまだに FLEGT のライセンスを受けた木材が EU 市場に送られてはいないということ、私たちは大いに憂慮すべきだと思うのです。なぜ、FLEGT VPA を既に実施している6つの VPA 諸国のいずれから、具体的な進展が見られないのか。もちろん、最も進んだ VPA 締結国であるインドネシアには敬意を表すしたいと存じます。

6. これまでお話したように、世界的な見通しや熱帯林と熱帯木材の状況、そしてマレーシアの経験を踏まればこそなのですが、ここであえて今後の取組みについて提案したいと思います。その前に付け加えておきたいのですが、FLEGT VPA は、違法伐採と違法木材の貿易に対処する上で引き続き最も有望な取組みの一つであると私は考えています。しかしそれは、熱帯の途上国の能力と資金や人材を大きく上回るような現在の形態や制約の下ではないということです。この消費国による極めて要求度の高い合法木材の夢は、いまや VPA 諸国にとっては悪夢となりつつあります。現在の規定の下では、近いうちに FLEGT 認証木材が現れるとは思えませんし、仮に現れるとしても極めて少量で取るに足らないものでしょう。好意によるものではありませんが、この取組みにより、熱帯木材の貿易は消滅するか、価格水準は別として、何ら問題視されることのない市場に振り向けられることになりかねません。このような想定外の結果は、熱帯林の危機を救うのではなく、さらに悪化させることになるでしょう。従って、私は、EU が同様に懸念をもち、FLEGT 行動計画の評価作業を発注したことを喜ばしく思っています。

7. また、私は、違法伐採と違法木材の貿易に対処するという共通の目標をもちながら、異なった手法や要件を有する合法性証明システムが乱立していることにも大きな懸念をもっています。生産国にとっては、これらの消費国が求める様々なシステムに対応することはもちろん、理解することすら困難なのです。こうしたシステムの中には、協議や交渉を必要とするものがあり、輸出国では、それらの全てに時間と限られた資金や人材と時間が割かれるのです。輸出国とも協議しつつ、何らかの形で消費国による調整と整合化が最も望ましいと思います。

8. 藤間剛氏、ルーパート・オリバー氏、宮澤俊輔氏、並びにアビ・バレンチヌス氏のプレゼンはたいへん思慮深く触発的で、素晴らしいプレゼンに対してお祝い申し上げます。ルーパート・オリバー氏は、消費国は、「供給側で真にできることを踏まえる」べきであり、「罰則だけでなくインセンティブも提供する」ことの必要性について示唆されました。私もまさに同感です。アビ・バレンチヌス氏は、SVLK の実施上の課題の中で、「認証はコストの掛かり増しであり、輸出の妨げと受け取られる」とされています。このような意見は、FLEGT VPA はムチばかりでアメがないとして、他の多くの人からも度々聞かれます。また、アビ・バレンチヌス氏は、「中心となる省庁間の連絡調整」が SVLK の実施上の課題であると述

べられました。私たちは、半島マレーシアでの MYTLAS の実施に当たって同様の経験をしましたが、その際は、4つの省の8つの異なる法執行機関間の調整が必要でした。

9. まちと森林をつなぐ木づかい全国キャラバンと ITTO との共催、林野庁からの寛大な資金提供によるこのシンポジウムは、最もタイムリーで重要なものです。ITTO の加盟国は、熱帯木材の生産国と消費国から成っており、「木材に関連する世界の全ての経済的な側面について、全ての加盟国間での協議、国際協力及び政策の立案のための効果的な枠組み」を提供するために創設されたことを思い起こしてみようではありませんか。具体的には、持続可能な経営が行なわれ、合法的に生産された熱帯木材の貿易の拡大と多様化を促進するという全体目標を達成するため、「森林法令の執行とガバナンスを向上させ、熱帯木材の違法伐採と関連する貿易に取り組むために加盟国の能力を強化すること」がその目的に含まれています。

10. 違法伐採と違法木材の貿易への対処のために方策を講じようという消費国の動機や必要性については感謝するのですが、他方、FLEGT VPA の様々な交渉や実施の段階にあるアジア、アフリカ、中南米の多数の VPA 諸国において明確にみられるように、生産国の側でも、こうした取組への協力を約束しているのです。しかし、生産国が直面している大きな困難や課題、そして具体的な進展がないことを考えると、生産国と消費国との間でより理解を深めること、そして、さらに重要なのは、熱帯諸国の現場実態に理想を合わせることです。思慮分別に従うならば、実用的で、実際の状況や制約の下でも実行可能な TLAS を開発することです。こうした TLAS の実施が上手くいけば、その結果一定の基礎ができ、そこから、さらに取組み経験、能力構築への支援、新たな技術やシステム、マーケットインセンティブを踏まえて徐々に強化していくことができるのです。

11. 私の申し上げたことを踏まえれば、消費国と生産国に重要なのは、進展を図るためには何ができ、何をしなければならぬかを虚心坦懐に話し合うことです。そして、加盟国の構成、2006年の国際熱帯木材協定の内容、その構成や能力構築への資金援助の可能性を考えれば、こうした議論を行なうのに最も適した場は ITTO であると申し上げたい。ITTO の論議の場では、NGO や産業界は、ITTO 市民団体諮問グループ(CSAG)と ITTO 貿易諮問グループ(TAG)を通じて協議プロセスに直接その意見を出すことができるのです。

12. 締めくくりにあたり、EU FLEGT VPA、米国のレイシー法、オーストラリアの違法伐採防止法から得られた経験を踏まえつつ、2006年の国際熱帯木材協定の枠組みの下で生産国と消費国が合意できるような、違法伐採と違法な木材の貿易に対処する上で意味のある、実行可能な包括的プログラムと TLAS を開発するため、このシンポジウムを契機に、日本が、ITTO での論議を呼びかけるよう提案したいと思います。日本は、横浜に本部を有していることに加え、最も寛容なドナーとして、こうした提案を実施する上で十分に適した立場にあります。違法伐採と違法木材の貿易への対処の問題を G8 の俎上に乗せるため、2000年の G8九州・沖縄サミットでコンセンサスづくりに動いたのが日本であった

ことも、触れないわけにはいきません。このような強い政治的な意思と寛容さ、林野庁の専門的な知見、その NGO や木材産業界への支援を基に、日本が、違法伐採と違法木材の貿易に関する ITTO での論議の場において、中心的で前向きな役割を担っていただけるに相違ないと期待申し上げる次第です。

東京

2015年6月12日